おおいた医療ネットワーク運営協議会入会金等に関する規程

（目的）

第１条　おおいた医療ネットワーク協議会会則第７条並びに第８条の規定に基づき入会金及び利用料並びに賛助会費について必要な事項を定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 入　会　金 |
| （１）開示施設会員 |  |
| おおいたLink開示施設 | 基本額（注１）250,000円＋初期設定費用のうち実費相当額（注２） |
| その他開示施設（注5） | 基本額（注１）250,000円＋初期設定費用のうち実費相当額（注３） |
| （２）閲覧施設会員　 | 50,000円（IPsec＋IKE接続）80,000円（IP-VPN接続）（注4） |

（入会金）

第２条　利用者会員は次の入会金を納入しなければならない。

注1）基本額は施設側の管理端末（１台）、カードリーダー及びVPNルータの利用代（設置・設定費を含む。）、データセンター側のネットワーク設定費等。ただし、管理端末が２台以上設置される場合は実費相当額を別途負担する。

注２）おおいたLink開示施設の実費相当額はゲートウェイサーバ、SS－MIX ストレージ及びID-Link接続機器の利用代（設置・設定費を含む）、VPN環境構築費等（配線工事等）、既存システムとの連携費

注３）その他開示施設の実費相当額は、VPN環境構築等（配線工事等）、既存システムとの連携費

注４）閲覧施設会員の入会金はカードリーダーの利用代、おおいたネット接続設定費、データセンター側のネットワーク設定費等、IP-VPN接続の場合はVPNルータの利用代（設置・設定費を含む。）も含む。

注５）その他開示施設には診療所・精神科病院、薬局を含む

（入会金の納期）

第３条　入会金は、利用者会員登録された後、運営協議会の指定する日までに納入しなければならない。

（入会金の返還）

第４条　既納の入会金は返還しない。

（利用料）

第５条　利用者会員は次の利用料を納入しなければならない。

（１）開示施設会員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設分類 | 病　床　数 | 利　用　料 |
| おおいたLink開示施設 | 300以上～ | 120,000円/月 |
| 200～299 | 80,000円/月 |
| 100～199 | 60,000円/月 |
| 50～99 | 40,000円/月 |
| 20～49 | 30,000円/月 |
| その他開示施設 | 300以上 | 100,000円/月 |
| 200～299 | 60,000円/月 |
| 100～199 | 48,000円/月 |
| 50～99 | 25,000円/月 |
| 20～49 | 15,000円/月 |
|  | 診療所・精神科病院 | 　　　― | 5,000円/月 |
| 薬局 | 　　　― | 5,000円/月 |

※病床数は大分県へ提出している許可病床数（精神病床を除く）で、

１月１日を基準日とし４月１日時点の利用者会員に課すものとする。

※ID-Linkの利用料金を負担している施設については、その額を減額する。

（２）閲覧施設会員

|  |  |
| --- | --- |
| 利　用　料 | 5,000円/月 |

（賛助会費）

第６条　賛助会員は次の賛助会費を納めなければならい。

|  |  |
| --- | --- |
| 賛助会費 | 5,000円/一口 |

（利用料及び賛助会費の納期）

第７条　利用者会員及び賛助会員は利用料及び賛助会費について運営協議会の定める方法により納入しなければならない。

　２　利用料はユーザーID登録した翌月から課すものとし、運営協議会が指定する日までに納入しなければならない

　３　賛助会費は入会申し込み時に課すものとし、運営協議会が指定する日までに納入しなければならない

（利用料及び賛助会費の返還）

第８条　既納の利用料及び賛助会費は返還しない。ただし、年額を一括納入している場合は退会した日の属する月の翌月からの既納分について返還するものとする。

附則

１　この規程は令和４年６月１日より施行する。

　　２　第２条の規定にかかわらず、令和５年度末までに加入申し込みをしたものについては入会金を免除する。

３　第６条の規定にかかわらず、令和４年度及び令和５年度に加入した会員については令和６年度４月より利用料を課すものとする。

附則

１　この規程は令和５年６月１日より施行する。

２　附則（令和４年６月１日施行）第2項を次のように改める

　　「２　第２条の規定にかかわらず、令和５年度末までに加入申し込みをしたものについては入会金を免除する。ただし、令和５年度末までにシステム構築が可能なものに限る。なお、管理端末の２台目以降の実費負担については

予算の範囲内で協議会が負担できるものとする。」